

昭和四十六年政令第二百一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法
律施行令
内閣は、海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

(常温において液体でない物質)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アノモニア
- 二 液化石油ガス
- 三 液化メタンガス
- 四 塩化ビニル
- 五 六 塩素
- 六 七 酸化エチレン
- 七 八 窒素
- 八 九 二酸化炭素
- 九 十一 ブタジエン
- 十 一二 前各号に掲げるもののほか、次のイ又はロのいずれかに該当する物質
- イ 温度三十七・八度において蒸気圧が○・二八メガパスカルを超えるもの
- ロ 臨界温度が三十七・八度未満であるもの（海洋環境の保全の見地から有害である物質）
- （海洋環境の保全の見地から有害でない物質）
- （有害水バラストの要件）

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の二のとおりとする。

(有害水バラストの要件)

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。
- 二 当該水バラストに含まれる最大径マイクロメートル以上一百五十マイクロメートル未満の水バラストの積みの開始時から当該タンカーへの水
- 三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の國土交通省令、環境省令で定める細菌の数が一百個以上であること。

国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

(オゾン層破壊物質)

第一条の六 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

(大気を汚染する物質)

第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 人を収容することができる構造を有する工作物
- 二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物
- 三 船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（同号に規定する揮発性有機化合物をいう。）とする。

(海洋施設)

第一条の八 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶から

第一の九 法第四条第二項に規定する船舶から

第一の十 法第四条第三項に規定するタンカー

第一の十一 法第四条第三項に規定するタンカー

第一の十二 法第三条第三号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

第一条の十三 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の二のとおりとする。

第一条の十四 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の十五 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の十六 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の十七 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の十八 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の十九 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十一 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十二 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十三 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十四 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十五 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十六 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

第一条の二十七 法第三条第六号の二の政令で定める環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の三のとおりとする。

四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項においては、「南極海域」という。及び同表における北極海域（次項及び第一条の十一において「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。

四 当該船舶の航行中に排出すること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線））をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯一度東経百四十二度八分の点から南緯二十二度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めめて国土交通大臣が指定するものからのビルジその他他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下のもの。

一 当該船舶の航行中に排出すること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線））をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十二度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めめて国土交通大臣が指定するものからのビルジその他他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

(船舶からの有害液体物質の排出基準)

第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域及び北極海域とする。

第一条の十二 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の六の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

法第九条の二第四項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

（船舶からの排出のための事前処理につき確認をするとする有害液体物質）

第一条の十三 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の六第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）

第一条の十四 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国（法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国）をいう。以下同じ。）のい

ずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間ににおいて輸送される

第一議定書締約国（法第九条の二第四項に規定する法律（昭和五十二年法律第三十号）による改正後の領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。）を除く海域において輸送され

るものであること。

二 本邦の内水（領海法の一部を改正する法律（平成八年法律第七十三号）による改正後の領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。）を除く海域において輸送され

るものであること。

第一条の十五 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合においては、海洋環境の保全の見地から、第一議定書（法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。）に規

定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一の二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表の三号に掲げるZ類物質等とみなす。

第一条の十六 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

（登録確認機関の登録の有効期間）

第一条の十七 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。）とする。

一 國際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二 國際航海に従事しない船舶 百人（南極海域にある船舶にあつては、十一人）

（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第一上欄に掲げるふん尿等とする。

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるふん尿等の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着

基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからふん尿等については、海面下に排出することができる。

前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び水の密接度が国土交通省令で定める密接度）から離れて行うよう努めなければならない。

（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の前項の基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

前条第五項の規定は、別表第二三上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第一号に規定する廃棄物を南極海域）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第五項の規定は、別表第二三上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第一号及び第二号に規定する南極海域をいう。）又は北極海域（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合におけ

一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するものの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）

る同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）以下「廃棄物処理令」という。別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやすく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属ぐす（自動車（原動機付自転車を含む）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破碎に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（1）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ（1）に規定する容器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれららの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等に設けられてる余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものをおいて、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられてる余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものと/orする。三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオ

ン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物があつては、その全てを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。）にして排出すること。

四 油性廃棄物（ピッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出する場合においては、熱しやすく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやすく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号二（2）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

六 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の二第二号ハへの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

七 廃棄物処理令第六条第一項第一号ハに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。

八 廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ（6）、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコン・ディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）及び

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物

物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号ツに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十七 廃酸又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた廃酸又は廃アルカリにあつては、同表の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリではそれぞれ同表の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十八 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられている埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等の護岸その他の施設に設けられてる余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が環境省令で定める

基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十二条第二項第四号の政令で定められた排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（1）、（3）及び（5）並びに第六条の五第一項第三号イ（1）、（3）及び（5）に掲げる廃棄物

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（2）及び（4）並びに第六条の五第一項第三号イ（2）、（4）及び（7）に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第三十三号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

			号に掲げるものを 除外。)
四 前項第三号に 掲げる廃棄物	当該廃棄物を環境大臣が 定めることに固型化して排出すること。		
一 前項第二号に 掲げる廃棄物(同 号下欄イ及び同表第 三号下欄イに掲げる 方法に関する基準は、 当該埋立場所等に余水吐きが設けられてい ない場合には、同表第一号及び第三号の上 欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一 号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げるとおりとする。 ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられ たか、それぞれ同表下欄に掲げると定めるものほ うだ。法第十条第二項第四号の政令で定める排出 方法に関する基準は、前項に定めるものほ うだ。法第十条第二項第五号ロの政令で定める 方法に関する基準は、適用しないものとする。			
二 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 油性廃棄物である もの(前項第一号 及び第三号に掲 るものを除く。) 三 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 有機性のもの(前 項第一号及び第三	イ 水面又は水中に排出 する場合以外の場合にお いては、当該廃棄物の一 層の厚さは二メートル以 下とし、かつ、一層ごと にその表面を当該廃棄物 以外の土砂で五十センチ メートル(当該土砂の上 に当該廃棄物を排出しな い場合にあっては、一メ ートル)以上覆う方法に より排出すること。 ロ 当該廃棄物が第一項 第十一号に規定する廃棄 物である場合において は、環境省令で定める基 準に適合する状態にして 排出すること。	イ 熱しやすく減量十五パー セント以下の状態にし て排出すること。 ロ 浮遊しないようにし て排出すること。	イ 熱しやすく減量十五パー セント以下の状態にし て排出すること。
二 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 油性廃棄物である もの(前項第一号 及び第三号に掲 るものを除く。) 三 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 有機性のもの(前 項第一号及び第三	イ 熱しやすく減量十五パー セント以下の状態にして排 出すること。	イ 熱しやすく減量十五パー セント以下の状態にして排 出すること。	イ 熱しやすく減量十五パー セント以下の状態にして排 出すること。
四 前項第三号に 掲げる廃棄物	当該廃棄物を環境大臣が 定めることに固型化して排出すること。		
第五条 法第十条第二項第五号ロの政令で定める 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 一 特定水底土砂 二 指定水底土砂 三 前条第二項第四号に規定する水底土砂 四 前条第二項第五号に規定する水底土砂 (本邦周辺海域)	一 必要な措置を講ずること。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう 必要な措置を講ずること。	一 第一項第一号に掲げる基準に適合している 場合においては、埋立場所等に設けられてい る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。	4 前三項の規定による排出方法に関する基準を おいては、当該以上のそれぞれの廃棄物につ き、これに係る前三項の規定による基準が適用 されるものとする。 5 前各項の規定による排出方法に関する基準に 従つてする埋立場所等への排出は、次に掲げる ところにより行うよう努めなければならない。 一 第一項第一号に掲げる基準に適合している 場合においては、埋立場所等に設けられてい る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。
第七条 法第十条第二項第七号の政令で定める本 邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百 海里の線(その線が中間線(領海及び接続水域 に関する法律第一条第二項に規定する中間線を いう)を超えているときは、その超えている 部分については、中間線とする。)の内側の海 域とする。 (船舶発生廃棄物)	第八条 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄 物は、次に掲げる廃棄物とする。 一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に 伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物 二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常 の活動に伴い生ずる廃棄物(船舶の通常の活 動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄		

基準	域海排出	一 海公 域海	二 公海 域海の外	域海
<p>物 （船舶からの有害水バラストの排出の基準） 却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。） 第九条 法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（以下「油等」という。）以外の油等を焼却するもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。） 第九条 法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>				

(二)領海若しくは排他的經濟水域において行
われる有害水バラストの排出であること。
ハ 特定船舶からの有害水バラストの排
出であつて、前号下欄口に規定する措置
が講じられているものであること。

第九条の二 法第十七条第二項第四号の政令で定
める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約
締約国において合意をした有害水バラストの排
積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の
国土交通省令で定める事項を遵守して行われる
有害水バラストの排出であることとする。
(湖、沼又は河川に關する読替え)

第九条の三 法第七十七条の六の規定による技術的

<p>(湖沼等において航行の用に供する船舶類からの有害水バラスト湖沼等排出の基準)</p> <p>第九条の四 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出(有害水バラストを湖沼等(法第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。)に流し、又は落とすことをいう。以下同じ。)することとする。</p> <p>一 当該有害水バラストが流れ、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること。</p> <p>二 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条例締約国との間において湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水バラスト湖沼等排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の湖沼等又は当該船舶バラスト水規制管理条例締約国の湖沼等において行われる有害水バラスト湖沼等排出であること。</p> <p>三 特定船舟類(旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舟類以外の船舟類のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他、他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘査して湖沼等の環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舟類をいう。)からの有害水バラスト湖沼等排出であつて、湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。</p> <p>(二)以上の船舶バラスト水規制管理条例締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出)</p>	<p>日本船舶以外の湖沼等において航行の用に供する船舶類</p> <p>日本船舶以外の湖沼等において航行の用に供する船舶類</p>
--	---

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準)

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出することとする。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設 全ての国の領海の基線（南極海域にあつては、領海の基線）からその外側十二海里的線を超える海域において、粉碎式排出方法（国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。）により排出すること。

二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設 南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉碎式排出方法により排出することと並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同じ。）を含む食料くずを排出する場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

前二項の基準に従つてする海洋施設からの食料くずの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(海洋施設から排出する油の排出方法に関する基準)

第十一条 油を海洋施設から排出する場合における法第十八条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一立方センチメートル未満であるようにして排出することとする。
(航空機から排出することがやむを得ない油又は廃棄物)

第十二条 法第十八条第三項第一号の政令で定めた油又は廃棄物は、次に掲げるものとする。
一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる尿

(海洋施設発生廃棄物)

第十一條の三 法第十八条の五第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物

二 輸送活動、漁ろう活動その他の海洋施設の通常の活動に伴い生ずる廃棄物(海洋施設の通常の活動に伴い生じた油等以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く)。

(鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準)

第十一條の四 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域、及び海底下廃棄の方法に關し政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。

二 鉱山保安法第八条の規定に従て鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること。

(海底下廃棄をすることのできるガスの基準)

第十一條の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。

二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上(当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上)であること。

三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

二 域 の 海 外 以 外 の 海 域 に 掲 げ る 前 号	イ デ イ ー ゼ ル 機 関	一キロワット	時当たりの窒 素酸化物の放 出量の値が十 四・四以下で あること。
第一条の九 法第十九条の十五第三項、第十九 条の四十九第三項及び第四十三 条の九第二項に規定する。外 国船級協会等の事務所等における 検査に要する費用)	であつて、定格出力 が百三十キロワット を超え、かつ、定格 回転数が毎分百三十 回転未満のもの（特 定用途原動機に該当 するものを除く。）	一キロワット	時当たりの窒 素酸化物の放 出量の値が十 四・四以下で あること。

二 域 の 海 外 以 外 の 海 域 に 掲 げ る 前 号	一 別 表 第 一 の 五 に 掲 げ る バ ル テ イ ツ ク に 別 表 第 三 備 考 第六号イからハま でに掲げる海域並び に別表第五に掲げる 北海海域及び米国カ リブ海海域	硫黄分の濃度が質量百 分率〇・一パーセント 以下であり、かつ、無 機酸を含まないこと。	
第一條の八 法第十九条の十五第三項 (船級協会等の登録の有効期間) 備考 放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。 一キロワット時当たりの窒素酸化物の 放出量は、限 定しない。	ハ デ イ ー ゼ ル 機 関 であつて、定格出力 が百三十キロワット を超え、かつ、定格 回転数が毎分二千回 転以上のもの（特定 用途原動機に該当す るものを除く。）	一キロワット	時当たりの窒 素酸化物の放 出量の値が四 十四を当該原 動機の毎分の 定格回転数の 值を〇・二三 乗して得た値 で除して得た 値以下である こと。

二 域 の 海 外 以 外 の 海 域 に 掲 げ る 前 号	一 別 表 第 一 の 五 に 掲 げ る バ ル テ イ ツ ク に 別 表 第 三 備 考 第六号イからハま でに掲げる海域並び に別表第五に掲げる 北海海域及び米国カ リブ海海域	硫黄分の濃度が質量百 分率〇・五パーセント 以下であり、かつ、無 機酸を含まないこと。
第十一條の十一 法第十九条の二十一第二項の政 令で定める基準は、無機酸を含まないこととす る。	第十二條 法第十九条の三十五の四第一項の政 令で定める油等は、海底及びその下における鉱物資 源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に 伴い生ずる不要な油等とする。	（船舶において焼却することが禁止される油等） （船舶の政令で定める油等は、船舶内にいる船員そ の他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活 動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動 に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げる ものとする。ただし、第六号に掲げるものにあ つては、同条第二項本文の国土交通省令で定め る技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設 備を用いて焼却する場合を除く。

二 域 の 海 外 以 外 の 海 域 に 掲 げ る 前 号	一 別 表 第 一 の 五 に 掲 げ る バ ル テ イ ツ ク に 別 表 第 三 備 考 第六号イからハま でに掲げる海域並び に別表第五に掲げる 北海海域及び米国カ リブ海海域	硫黄分の濃度が質量百 分率〇・五パーセント 以下であり、かつ、無 機酸を含まないこと。
第十五條の二 法第十九条の四十九第一項におい て準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項た だし書及び法第五十五条の三第一項の政令で定 める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研 究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及び 独立行政法人国立高等専門学校機構とする。	第十五條の五 法第四十一条の三第一項及び第四 十二条の十六第十二項の政令で定める範囲の費 用は、当該措置のため特に必要となつた人件 費、船舶運航費、機械器具費、消耗品費その他 の費用とする。	（海洋施設内において生ずる不要な油等） （他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活 動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動 に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げる ものとする。ただし、第六号に掲げるものにあ つては、同条第二項本文の国土交通省令で定め る技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設 備を用いて焼却する場合を除く。

う。)の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第二十一条の十の表第一号中「無機酸」とあるのは、「第一議定書(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)」によつて改正された一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する一千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI(以下「条約附属書VI」という。)第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶(排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用關係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外國船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの(以下「特定無機酸等」という。)と、同表第二号及び第十一条の十一中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」と、第十二条第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)」とあるのは「条約附属書VI第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廢物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

前項に規定するもののほか、法第五十五条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的経済水域に適用される法に基づく命令の適用關係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める者

(取締官)

第十八条 法第六十五条第一項の政令で定める者は、海上保安官及び警察官とする。

（担保金の額に関する基準）

第二十条 法第六十五条第四項の基準は、違反の度、違反の回数等を考慮して定めなければならぬ。

（担保金等の提供）

第二十一条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、違反者又は同項の事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適當と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであることを入しない。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月一日、同月三日若しくは十二月三十日に當たるときは、その日は、当該期間に

第二十二条 法第六十五条第二項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、海上保安官に係る事件については國土交通大臣、警察官に係る事件については内閣総理大臣とし、法第六十五条第四項における主務大臣は、國土交通大臣及び内閣総理

大臣とし、法第六十六条第二項における主務大臣は、国土交通大臣又は内閣総理大臣とする。法第六十八条における主務省令は、国土交通省令・内閣府令とする。

附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附 則 （昭和四七年二月一四日政令第一六号）抄

1 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則 （昭和四七年六月一五日政令第二二五号）抄

1 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則 （昭和四八年二月一日政令第九号）抄

1 この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年一二月二〇日政令第三六〇号）抄

1 この政令は、昭和五十一年三月一日から施行する。

附 則 （昭和五一年八月一四日政令第一八号）抄

1 この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五二年三月九日政令第二五号）抄

1 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

附 則 （昭和五二年七月一五日政令第二三一号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

この政令の施行の祭現に存する里立場所等これをする。

(施行期日)

よる海洋汚染の防止に関する条約が日本国において効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は堿棄物(以下「油等」という。)の毒

却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「海洋汚染等防止令」という。)別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

（昭和五八年八月一六日政令第一八三号）
（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（昭和五八年十月二日）から施行する。

（経過措置）

(昭和五十九年八月一六日政令第一二三号)
附則
八三号
行期日
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防
関する法律の一一部を改正する法律（昭和五
十九年法律第五十八号。以下「改正法」とい
う）の附則第一条第二号に定める日（昭和五
十九年十月一日）から施行する。

第二条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーアリについては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の十第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「二万五千分の一」とする。

合するものについては、海洋汚染等防止令第二条の十第一項第五号の規定にかかるわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができます。出管により排出すること。

二 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物船及び燃料油タンクからの配管に二重管に弁を設けることによりこれらの貨物船及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バランスの積載のためのものをいう。）を設置するもののから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の十第十一条に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

前項のタンカーであつてこの政令の施行の際にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみの航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定められるものからの水バラスト及び貨物船の洗浄水で、かつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

附 則（昭和六〇年一〇月二九日政令第
二八五号）
この政令は、昭和六十一年一月七日から施行
する。

附 則（昭和六一年一〇月三一日政令第
三三六号）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める

日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年七月一九日政令第一〇〇号抄）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一項を改正する法律（昭和五十八年一月一日施行）

年法律第五十八号)附則第一条第七号に定める
日(昭和六十三年十二月三十一日)から施行す

る。
附則（平成元年四月四日政令第一〇三）

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月一日政令第二五〇)

二の政令は、平成元年十月一日から施行する
附 費 金 並 月 六 日 政 令 第 二 三〇
号)

この政令は立法院一月一日から施行する。
附 則 二〇〇二年四月二日政令第レレ号

(施行期日) 平成二年四月一日政令第六九号

る。この政令は平成二年十月十三日から施行する。
(改正監査官)

この政令の施行の際に海洋汚染及び海上災害等に起因する公害の発生を防ぐため、
（経過措置）

害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定により査定されている物質のうち改正後の別表

第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ

又は別表第一の二（第八十九号を除く。）に掲げる物質に該当するものについては、その査定

は、この政令の施行の日にその効力を失う。
この政令の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成二年十月一日から施行す
七号)

附則（平成二年一月一八日政令第三号）
この政令は、平成三年二月十八日から施行する。
附 則（平成二年一月一〇日政令第三号）
（施行期日）
附 則（平成四年六月二六日政令第二一
八号）抄
（施行期日）
第一項 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。
(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十条 新廃棄物処理令第一条第二号に掲げる廃棄物については、平成七年三月三十一日までは、第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第八号中「廃棄物処理令第四条の二第二号」の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号トに規定する基準に適合する状態にして」とあるのは、「当該廃棄物を排出する場所であることの表示がされている埋立場所等に」とする。
附 則（平成五年一月一四日政令第二二
号）抄
（施行期日）
第一項 この政令は、平成五年七月六日から施行する。
(経過措置)
第二項 この政令の施行の日前に建造された船舶であつて、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄の口又は同表第二号の排出方法に関する基準の欄の口のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置（以下この項において「旧装置」という。）を設置しているものからこの政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第一条の六第一項の一般海域におけるビルジその他の油の排出であ

つて旧装置を作動させながら行うものに係る同項の排出基準は、同項の規定にかかわらず、平成十年七月五日までの間は、なお従前の例による。ただし、当該船舶が新令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年七月二日政令第二四二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一二月三日政令第三八五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十二月十五日)から施行する。

附 則 (平成六年二月九日政令第二一号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成六年二月二十日から施行する。ただし、第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一、別表第一の二、別表第一の七及び別表第一の八の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月九日政令第二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成六年二月二十日から施行する。ただし、第一条规定の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月九日政令第二二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成六年二月二十日から施行する。

附 則 (平成六年六月二〇日政令第二〇二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日(平成八年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成八年七月五日政令第二〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日政令第二〇二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第七十八号)附則第一条第二号に定める日(平成九年七月一日)から施行する。

附 則 (平成九年七月九日政令第二三九号)

(施行期日)
第一条 この政令は、環境保護に関する南極条約議定書附属書III及び附属書IVが日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)から施行する。ただし、別表第三の改正規定(同表備考第五号イの改正規定を除く。)及び別表第四の改正規定(同表備考第三号中「別表第二備考」を「別表第二備考第一号」に改める部分を除く。)は、発効日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三〇五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下この条に

附 則 (平成六年九月二六日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。
(経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年七月一四日政令第二九〇号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月二六日政令第一九二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日政令第二〇二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日(平成八年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成九年七月五日政令第二〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日政令第二〇六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第七十八号)附則第一条第二号に定める日(平成九年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一七九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日政令第一六一号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

おいて「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十年六月十七日)から施行する。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月二二日政令第二三二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二七日政令第三一四三四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令(第一号を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第六号及び第七号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第二条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第三条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第四条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第五条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第六条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第七条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第八条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第九条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十一条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十二条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十三条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十四条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十五条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十六条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十七条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十八条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二二日政令第二三二号) 第十九条

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年一月十五日から施行する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に

する法律施行令別表第三、第三号上欄に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出を行つてゐる者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一四日政令第二二三号)

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二九七号) 抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一〇日政令第四〇一号)

（施行期日）

（経過措置）

第一条 この政令は、平成十五年九月二十七日から施行する。

する規制を行なう場合にあつては、当該外国の内水、領海又は排他的經濟水域にある船舶に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十三条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ二百トン又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）十一人とする。この場合における海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項並びに別表第二第一号の表第一号及び第二号の適用については、海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項中「別表第一上欄」とあるのは「別表第二第一号の表第一号及び第二号上欄」と、海洋汚染等防止令別表第二第一号の表第一号中「国際航海に從事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）」とあり、同表第二号中「国際航海に從事する船舶」とあるのは「船舶（総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。）」と、同号中「三海里」とあるのは「四海里」とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)
第二条 改正法附則第一条第四項及び改正法附則
第十二条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の
(昭和八年法律第十一号) 第二十九条ノ四第一
項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独
立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合
研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独
立行政法人国立高等専門学校機構とする。
(船級協会等の登録の有効期間)
第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第
四項において準用する船舶安全法第二十五条の
四十八第一項の政令で定める期間については、
船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第
三条の規定を準用する。
(外国船級協会等の事務所等における検査に要
する費用)
第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第
四項において準用する船舶安全法第二十五条の
五十八第三項の政令で定める費用については、
船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。
(特定オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は
設備の設置が禁止される日)
第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める
日は、令和元年十二月三十一日とする。
(特定オゾン層破壊物質)
第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定める
オゾン層破壊物質は、この政令による改正後の
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施
行令(附則第八条において「新令」という。)の
別表第一の三第二十一号から第五十四号までに
掲げる物質とする。
(権限の委任)
第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の
権限に属する事項は、国土交通省令で定めると
ころにより、地方運輸支局長(運輸監理部長を含
む。次項において同じ。)に行わせることができる。
2 地方運輸支局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸支局長、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。
(経過措置)
第八条 この政令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、新令第十二条の六第二項第一号イ中「質量百分率一・五ペーセント」とあるのは、「質量百分率四・五ペーセント」とする。

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の施行の日(平成十六年十月二十七日)から施行する。ただし、第二条第十二条の改正規定、第三条第一号から第三号までの改正規定、第四条の二第二号の改正規定、第六条第一項第一号から第三号までの改正規定並びに第六条の五第一項第一号及び第二号の改正規定並びに次条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一〇日政令第二〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日政令第一一九号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年七月一六日政令第二五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「新法令」という。)別表第一の九第一号口及びハの規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造され又は建造に着手された

<p>船舶からの新令別表第一第三号に掲げるZ類物質等の排出については、適用しない。</p> <p>第三条 施行日前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（次条において「法」という。）第九条の六第三項の規定により査定されている物質に係る当該査定（次条第二項の規定による査定を除く。）は、施行日にその効力を失う。</p> <p>第四条 この政令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一又は別表第一の二に掲げる物質のうち、新令別表第一及び別表第一の二に掲げられていないものを施行日以後船舶により輸送しようとする者は、施行日前においても、法第九条の六第二項の規定による届出をすることができる。</p> <p>環境大臣は、前項の届出があつたときは、施行日前においても、同項の届出に係る物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うことができる。この場合において、当該査定は、施行日にその効力を生ずる。</p>

<p>第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一八年一一月一日政令第三四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第十一条の六及び第十一条の七第一項の改正規定、別表第二の二の改正規定並びに次項の規定は、平成十八年十一月二十二日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第十一条の十第一項の表第二号に掲げる海域についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一八年一一月一二日政令第三四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十二年五月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
--

<p>第六条 改正法附則第一条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。</p> <p>2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属する事項の一部を運輸支局長又は地方運輸支局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。</p> <p>(審査酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置)</p> <p>第七条 改正法附則第二条第二項の規定により国土交通大臣が揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受けた船舶が現</p>

<p>に有効な大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十九条の三十六の表に規定する大気汚染防止検査対象設備に係るもの）の交付を受けているときには、改正法附則第二条第三項の規定により改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかるかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとする。</p> <p>第三条 改正法附則第二条第四項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p> <p>(外国船級協会の事務所等における検査に要する費用)</p> <p>第四条 改正法附則第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五条 改正法附則第一条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。</p> <p>2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属する事項の一部を運輸支局長又は地方運輸支局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第六条 次に掲げる原動機（この政令による改正後の大気汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十二条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。）に係る海</p>

<p>洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十一条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十二条の七の規定にかかるかわらず、なお従前の例による。</p> <p>二 この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置された原動機</p>
--

われる特定設備についての新定期検査が令和元年九月七日以前に行われるもの（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。）についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。）条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は令和六年六月十七日のいずれか早い日（特定現存船に関する経過措置）

第五条 特定現存船（前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出（改正法附則第一条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。）を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）から（新法第十七条の六において同じ。）から（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に規定する期間は、新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備（以下この条において準用する場合を含む。）、第十九条の六において準用する場合の二（新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備（以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。）に係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第三項（それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六

元年九月七日以前に行われるもの（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。）についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。）条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は令和六年六月十七日のいずれか早い日（特定現存船に関する経過措置）

年法律第七十三号）附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第六条 改正法附則第三条第八項の政令で定める

独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・

教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（外国船級協会の事務所等における検査に要す

る費用）

第七条 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八条第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

（権限の委任）

第八条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する

事項は、国土交通省令で定めるところにより、

地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸

局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

（施行期日）

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成二七年八月一二日政令第二二号）

この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

（経過措置）

四 平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

（経過措置）

五 令和二年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成二七年一一月一一日政令第三七六号）抄

（施行期日）

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

附 則（平成元年六月二八日政令第四四号）

（施行期日）

1 （施行期日）

この政令は、令和元年六月一日から施行する。

2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれたこの政令の施行の日から施行する。

3 この政令による改正後の法律の施行の日から施行する。

4 令和二年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和二年九月三〇日政令第二二号）

（施行期日）

ジオクチル、フタル酸ジウニデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。) 及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウニデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。)に限る。)

(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)
ベンタエチレンヘキサミン ポリイソブチレン(重合度が四以上の ものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。)	トリカルボニル N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液	メチルシクロペンタジエニルマンガン メチルターシヤリペンチルエーテル メチルナフタレン	N-(二-メトキシ-)-メチルエチル -二-エチル-六-メチルクロロアセテル セトアニリド	メルカプトベンゾチアゾールナトリウム 塩溶液	ラウリン酸 燐酸アルキルアリール(燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント を超えるものであつて、オルト異性体が ○・○二重量パーセント未満のものに限 る。)	燐酸トリキシリル 法第三条第二号の規定により国土交通 省令で定める油性混合物のうち、環境大							

臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

ハ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

二 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

二イ (86) を除く。、口若しくはハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ(86)を除く。、口若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二(第二十三号を除く。)に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(イ(86)に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ(86)を除く。)、口若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表(第二十三号を除く。)に掲げる物質との混合物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ 化学廃液(イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は第三号イ、ロ若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イからニまで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。)

二イ Y類物質等

(1) アクリルアルミド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

(2) アクリル酸エチル

(3) アクリル酸アルキル及びビニルビリジンの共重合体のトルエン溶液

(4) アクリル酸

(5) アクリル酸エチル

(6) アクリル酸二ヒドロキシエチル

(7) アクリル酸ブチル

(10) アクリロニトリル
 アクリロニトリル及びステレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）

(11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）

(12) アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものに混合物に限る。）

(13) 亜硝酸ナトリウム溶液

(14) アジピン酸オクチルドデシル

(15) アジピン酸ジイソノニル

(16) アジピン酸ジ一エチルヘキシリ

(17) アジピン酸ジトリデシル

(18) アジピン酸ジメチル

(19) アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。）

(20) アセトフェノン及び一フエニルエタノールの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のもに限る。）

(21) アセトンシアノヒドリン

(22) アニリン

(23) アマナズナ種子油

(24) 亜麻仁油

(25) 二アミノイソプロピルアルコール

(26) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

(27) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）

(28) アリルアルコール

(29) 亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(30) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロ

(31) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物

(32) 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）

(33) アルキルアミン燐酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）

(34) アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）

(35) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

(36) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

(37) 長鎖アルキルアリールボリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(38) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(39) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(40) アルキル化ヒンダードフエノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）

(41) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレンギリコール及びホウ砂の混合物（エチレンギリコールの濃度が七十五重量百分率を超えるものに限る。）

(42) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

(43) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

(44) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルファイド錯体
 (45) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
 (46) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
 (47) アルキルジフェニルアミン
 (48) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液
 (49) アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
 (50) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）
 (51) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (52) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (53) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
 (54) 長鎖アルキルエノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）
 (55) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
 (56) エノールの混合物
 (57) 長鎖アルキルカルシウム塩（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
 (58) アルキルエノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(59) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）
 (60) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）
 (61) ム塩溶液
 (62) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）
 (63) アルキルベンゼンの蒸留残留物
 (64) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のもに限る。）
 (65) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
 (66) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
 (67) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
 (68) アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエチルの混合物
 (69) ステルのほう酸塩
 (70) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）

(71) イソアルカン（炭素数が十以上のもののものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）
 (72) イソブレン
 (73) イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
 (74) イソプロピルエーテル
 (75) イソプロピルシクロヘキサン
 (76) イソホロン
 (77) イソホロジアミン
 (78) イソホロンジシアナート
 (79) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一
 (80) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一
 (81) イリップ油
 (82) ウンデカン酸
 (83) エタノールアミン
 (84) エチリデンノルボルネン
 (85) エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。）
 (86) エチルトルエン
 (87) エチルシクロヘキサン
 (88) エチルシクロヘキシルアミン
 (89) 二一エチル一一（ヒドロキシメチルエチル）
 (90) 二一エチル一一（ヒドロキシメチルエチル）
 (91) イン
 (92) 二一エチルヘキシルアミン
 (93) エチルベンゼン
 (94) エチルベンチルケトン
 (95) N—エチルメチルアリルアミン

(96) エチレンクリコールモノブチルエーテル及び多分岐ボリエステルアミドの混合物（エチレンクリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）
 (97) エチレンクリコールモノアルキルエーテル
 (98) エチレンクリコールモノブチルエーテルセタート
 (99) エチレンクリコールモノブチルエーテルセタート
 (100) エチレンクリコールモノブチルエーテルセタート
 (101) エチレンクリコールモノブチルエーテルセタート
 (102) エチレンクリコールモノメチルエーテル
 (103) エチレンシアノヒドリン
 (104) エチレンジアミン
 (105) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム
 (106) 塩溶液
 (107) エトキンシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）
 (108) 三一エトキシプロピオン酸エチル
 (109) エピクロロヒドリン
 (110) 塩化アリル
 (111) 塩化第二鉄溶液
 (112) 塩化ビニリデン
 (113) 塩化ベニジル
 (114) 塩化ベニジルホニル
 (115) オクタメチルシクロヘキサン
 (116) オクタノン
 (117) オクチルアルコール
 (118) オクチルアルデヒド
 (119) オクタノン
 (120) オクタノン

(147)	四一クロロ一'一メチルフエノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
(148)	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
(149)	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
(150)	グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）
(151)	グリセリンモノオレイン酸
(152)	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）
(153)	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五重量パーセント以下のものに限る。）
(154)	グルタル酸ジメチル
(155)	けい酸ナトリウム溶液
(156)	コールタールナフサソルベント
(157)	こはく酸ジメチル
(158)	米ぬか油
(159)	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
(160)	魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）
(161)	酢酸二一エトキシエチル
(162)	酢酸シクロヘキシリ
(163)	酢酸トリデシル
(164)	酢酸ノルマルオクチル
(165)	酢酸ノルマルプロピル
(166)	酢酸ビニル
(167)	酢酸ブチル
(168)	酢酸ヘキシリ
(169)	酢酸ヘプチル
(170)	酢酸ベンジル
(171)	酢酸ペンチル
(172)	酢酸三一メトキシブチル
(173)	サフラワー油
(174)	サリチル酸メチル

(175)	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）
(176)	一・一二酸化ブチレン
(177)	酸化プロピレン
(178)	シアバター
(179)	四塩化炭素
(180)	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
(181)	シクロヘキサン
(182)	シクロヘキサノール
(183)	シクロヘキサンジカルボン酸
(184)	ジイソノニルエステル
(185)	ノンの混合物
(186)	シクロヘキシルアミン
(187)	シクロヘキシルエーテル
(188)	シクロヘキシルエチルエーテル
(189)	シクロヘキシルエチルエーテル
(190)	シクロヘキシルエチルエーテル
(191)	シクロヘキシルエチルエーテル
(192)	シクロヘキシルエチルエーテル
(193)	シクロヘキシルエチルエーテル
(194)	シクロヘキシルエチルエーテル
(195)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）
(196)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）
(197)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
(198)	脂肪族アルコール（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）
(199)	脂肪酸メチルエステル

(198) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六まで重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。) 及びその混合物に限る。

(199) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの(セコンダリアルコールであつてのセコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。) 及びその混合物に限る。)

(200) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの(セコンダリアルコールであつて重合度が七から十一までのものを除く。) 及びその混合物に限る。)

(201) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの(セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。) 及びその混合物に限る。)

(202) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)

(203) 脂肪族アルコールポリエトキシラート
 (セコンダリアルコールでその炭素数が七から十二までのもの及びその混合物に限る。)

(204) パラシメン
 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液
 パーセント未満のものに限る。)

(205) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量
 硝酸アルキル(アルキル基の炭素数が
 七から九までのもの及びその混合物に限
 る。)

(211)	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液
(212)	植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）
(213)	五重量パーセント以下のものに限る。）
(214)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）
(215)	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）
(216)	ジイソブチルケトン
(217)	ジイソブチレン
(218)	ジイソプロピルアミン
(219)	ジイソプロピルナフタレン
(220)	ジエチルアミノエタノール
(221)	ジエチルアミン
(222)	ジエチルベンゼン
(223)	一・四-ジオキサン
(224)	一・二-ジクロロエタン
(225)	二・四-ジクロロフエノール
(226)	二・四-ジクロロフエノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液
(227)	二・四-ジクロロフエノキシ酢酸ジエタルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
(228)	三・四-ジクロロ-1-ブテン
(229)	一・二-ジクロロプロパン
(230)	一・二-ジクロロプロパン
(231)	二・二-ジクロロプロピオン酸
(232)	一・六-ジクロロヘキサン
(233)	ジクロロメタン
(234)	ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）

(289) (288)	(287) (286)	(284) (283)	(282) (281)	(280) (279)	(278) (276)	(277) (276)	(271) (272)	(273) (274)	(275)	(270)	(269) (268)	(266) (265)	(264) (263)	(262) (261)	
トリエチルアミン	トル油	桐油	どうもろこし油	デシルアルコール	デカヒドロナフタレン	テトラヒドロナフタレン	テトラヒドロビニル	テトラデシルアルコール、デシルアル	コール及びデシルアルコールの混合物	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）	大豆油脂肪酸メチルエスティル	タロ-脂肪酸	タロー	石油スルホン酸ナトリウム
一・三・五一トリオキサン	トール油	トール油	トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）	トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）	トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。）	トリエチルアミン	スルホラン	石炭酸油							

(318) (317) (316) (315)	トリクロロエタン 一・二・三・トリクロロエタン トリクロロエチレン
(314)	トリフルオロエタン 一・二・三・トリクロロプロパン
(313) (312) (311) (310)	トリデカノン トリメチル酢酸 オルトトリイジン トルエン トルエンジアミン トルエンジイソシアナート ドデカン ドデシルアルコール ドデシルキシレン ドデシルベンゼン 一ードデゼン 菜種油
(309) (308) (307)	菜種油 脂肪酸メチルエスティル ナトリウムメトキシド（濃度が二十一 重量パーセント以上三十重量パーセント 以下のメチルアルコール溶液に限る。） ナフタレン（粗製のものに限る。） ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 ニトロエタン
(314)	ニトロエタン及び一ニトロプロパン の混合物（それぞれの濃度が十五重量パ ーセント以上のものに限る。） ニトロエタン及びニトロプロパンの混 合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パ ーセント又は八十重量パーセントのもの に限る。）
(318) (317) (316) (315)	バラニトロトルエン オルトニトロフェノール オルトニトロプロパン 一一ニトロプロパン

(346) (345) (344) (343) (342) (341) (340) (339) (338) (337) (336)	二十一ニトロベンゼン 二硫化炭素
	尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液
	ネオデカソ酸ビニル
	ノナン酸
	ノニルアルコール
	ノニルフエノールポリエトキシラート (重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)
	ノネン
	ノルマルアルカン(炭素数が九から十までのものの混合物(炭素数が九のものを含むものに限る。)に限る。)
	ノルマルアルカン(炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)
	ノルマルブチルエーテル
	ノルマルプロパノールアミン
	ノルマルプロピルアルコール
	ノルマルヘキサン酸
	廃食用油(トリグリセリド(飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。)に限る。)
	廃硫酸
	発煙硫酸
	バレルアルデヒド
	パームオレイン
	パーム核オlein
	パーム核ステアリン
	パーム核油
	パーム核脂肪酸(蒸留物に限る。)
	パームステアリン
	パーム油
	パーム油脂肪酸(蒸留物に限る。)

(349) パーム油の分別物	(348) パーム油脂肪酸メチルエステル
生成物	生成物
パラアルデヒド及びアンモニアの反応	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が○・五重量パーセント以下のものに限る。）
(350) N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液	(351) N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液
ひまわり油	アミン三酢酸三ナトリウム塩溶液
テルビス（二クロロエチル）エーテル	（352）ひまし油
ビス（二クロロエチル）エーテル	（353）ひまわり油
ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	（354）ビス（二クロロイソプロピル）エーテル
ビニルトルエン	（355）テルビス（二クロロエチル）エーテル
ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	（356）テルビスフェノールFのジグリシジルエーテル
一エニル—一キシリルエタン	（357）テルビニルトルエン
フェノール	（358）ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）
フエノールのスルホン酸アルキルエス	（359）ビリジン
テルフタル酸ジウンデシル	（360）一エニル—一キシリルエタン
フタル酸ジエチル	（361）フェノール
フタル酸ジオクチル	（362）フエノールのスルホン酸アルキルエス
フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物	（363）テルフタル酸ジウンデシル
フタル酸ジトリデシル	（364）フタル酸ジエチル
フタル酸ジノニル	（365）フタル酸ジオクチル
フタル酸ジヘキシル	（366）フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物
フタル酸ジヘプチル	（367）フタル酸ジトリデシル
フタル酸ジメチル	（370）フタル酸ジノニル
チル	（371）フタル酸ジヘキシル
チル	（372）フタル酸二ヒドロキシエトキシエ

(402) (401)	(400) (399) (398)	(397)	(396) (395)	(390) (389)	(387) (386)	(385) (384)	(383) (382)	(381) (380)	(379) (378)	(377) (376)	(375) (374)
ベンタクロロエタン	ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	アルコールを除く。)	ヘキサメチレンジアミン及びその溶液 ヘキサメチレンジイソシアナート	ヘキサメチレンジオール (蒸留物に 限る。)	ヘキシルアルコール (メチルベンチル アルコールを除く。)	一・六一ヘキサンジオール (蒸留物に 限る。)	四一ビス (ヘキサデシル) ナフタレンの 混合物	プロピオニ酸ノルマルベンチル プロピオノアルデヒド	ベータプロピオラクトン プロピオン酸	分解ガソリン (ベンゼンを含むものに 限る。)	直鎖不飽和脂肪酸 (炭素数が十六以上 のもの及びその混合物に限る。)
フルフラール	ブチルアルコール	ブチルアルデヒド	ガンマブチロラクトン ぶどう油	プロピオニトリル	ベータプロピオラクトン プロピオン酸	プロピレン三量体	一―ヘキサデシルナフタレン及び一・ 四一ビス (ヘキサデシル) ナフタレンの 混合物	プロピオニ酸ノルマルベンチル プロピオノアルデヒド	ベータプロピオラクトン ブチルアルコール	フルフラール	直鎖不飽和脂肪酸 (炭素数が十六以上 のもの及びその混合物に限る。)
ブチルアミン	ブチルアルデヒド	ガンマブチロラクトン ぶどう油	プロピオニトリル	ベータプロピオラクトン プロピオン酸	プロピレン三量体	一―ヘキサデシルナフタレン及び一・ 四一ビス (ヘキサデシル) ナフタレンの 混合物	プロピオニ酸ノルマルベンチル プロピオノアルデヒド	ベータプロピオラクトン ブチルアルコール	フルフラール	直鎖不飽和脂肪酸 (炭素数が十六以上 のもの及びその混合物に限る。)	

(403)	一・三-ペントジエントン	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
(404)	ホルムアミド	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
(405)	ホスホン酸水素ジブチル	ホスホン酸水素ジメチル
(406)	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジメチル
(407)	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジメチル
(408)	ホルムアミド	ホルムアミド
(409)	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
(410)	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）
(411)	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
(412)	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
(413)	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）
(414)	族炭化水素を溶媒とする溶液	族炭化水素を溶媒とする溶液
(415)	ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液	ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
(416)	ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもとの及びその混合物に限る。）	ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもとの及びその混合物に限る。）
(417)	ポリエチレンポリアミン（ペントエチレンヘキサミンを除く。）	ポリエチレンポリアミン（ペントエチレンヘキサミンを除く。）
(418)	ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十二までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十二までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(419)	ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）

(420)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)
(421)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン ほう酸塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(422)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン ポリオール
(423)	ポリオレフィンアミノエステル塩(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)
(424)	ポリオレフィンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(425)	ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(426)	ポリオレフィンエステル(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(427)	ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(428)	ポリオレフィンフェノールアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(429)	ポリオレフィンポリアミン(二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(430)	ポリシロキサン
(431)	ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)溶液
(432)	ポリブチニルこはく酸イミド
(433)	ポリブテン
(434)	ポリブロビレン(重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。)
(435)	ポリメチレンポリフェニルイソシアナート
(436)	ポリ硫酸第二鉄溶液
(437)	マンゴー核油

(438)	無水フタル酸
(439)	無水プロピオン酸
(440)	無水ポリオレフィン
(441)	無水マレイン酸
(442)	メタクリル酸
(443)	メタクリル酸エイコシル及びメタクリルセチルの混合物
(444)	メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
(445)	メタクリル酸エチル
(446)	メタクリル酸デシル
(447)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリルペントデシルの混合物
(448)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリルオクタデシルの混合物
(449)	メタクリル酸ノニル
(450)	メタクリル酸ボリアルキル(アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。)及びエチレンーブロピレン共重合体の混合物
(451)	メタクリル酸ボリアルキル(アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)
(452)	メタクリル酸メチル
(453)	メタクリル樹脂の一・二・ジクロロエタン溶液
(454)	メタクリロニトリル
(455)	N-メチルアミニン
(456)	メチルアミン溶液(濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。)
(457)	メチルアルコール
(458)	二-メチル-六-エチルアミニン
(459)	二-メチル-五-エチルピリジン
(460)	メチルシクロヘキサン
(461)	メチルシクロペンタジエン二量体
(462)	硫酸
(463)	硫酸アルミニウム溶液
(464)	硫酸ジエチル

(464)	三-(メチルチオ)プロピオンアルデヒド
(465)	N-メチル-二-ピロリドン
(466)	メチルブチルケトン(メチルイソブチルケトンを除く。)
(467)	メチルブテノール
(468)	綿実油
(469)	モノオレイン酸ボリオキシエチレンソルビタン(重合度が二十のものに限る。)
(470)	モルホリン
(471)	やし油
(472)	やし油脂肪酸
(473)	ラード
(474)	やし油脂肪酸メチルエステル
(475)	酪酸
(476)	酪酸エチル
(477)	酪酸ブチル
(478)	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)
(479)	落花生油
(480)	ラテックス(安定剤として一重量百分以下アンモニアを含むものに限る。)
(481)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)
(482)	硫化アンモニウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)
(483)	硫化炭化水素(炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)
(484)	硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液
(485)	硫酸

(486)	硫酸アルミニウム溶液(濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)
(487)	硫酸
(488)	硫酸ジエチル
(489)	硫酸水素ジ-二-エチルヘキシリ
(490)	燐酸トリトリル(オルト異性体を含むものに限る。)
(491)	燐酸トリエチル
(492)	レジン油(蒸留物に限る。)
(493)	ロジン
(494)	燐酸トリブチル
(495)	口 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
(496)	ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
(497)	二 イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ(86)を除く。、次号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二(第二十三号を除く。以下この表において同じ。)に掲げる物質から成る混合物及び法第三条の規定により国土交通省令で定める他の国土交通省令で定める油と前号イ(86)を除く。、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限り、他の国土交通省令で定める油と前号イ(86)を除く。、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限り、他の国土交通省令で定める油と前号イ(86)を除く。、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限り、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性的程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるものZ類物質等
(498)	三 イ Z類物質
(1)	アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液
(2)	アゼト酢酸メチル
(3)	アゼトニトリル(濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)
(4)	アセト酢酸メチル
(5)	アセトニトリル(濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)
(6)	アセトン

(24)	エチレンジリコールモノフェニルエーテル テル	アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液
(25)	エチレンジリコールモノフェニルエーテル テル	アミノエチルピペラジン
(26)	エチレンジリコールモノフェニルエーテル及びジエチレンジリコールモノフェニルエーテルの混合物	二-(アミノエトキシ)エタノール
(27)	エトキシ化ボリエチレンイミン溶液 (濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(28)	塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(29)	塩化カリウム溶液(濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(30)	塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(31)	塩化マグネシウム溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(32)	塩化コリン溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(33)	塩酸	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(34)	塩素酸ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(35)	カプロラクタム及びその溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(36)	塗酸イソブチル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(37)	塗酸カリウム溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(38)	塗酸の混合物(塗酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であつて、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(39)	塗酸イソブチル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(40)	くえん酸(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(41)	掘削用ブライン(臭化カルシウムを含むものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(42)	硝酸アンモニウム溶液(濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(43)	硫酸ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(44)	三クロロプロピオ酸	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(45)	グリシンナトリウム塩溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(46)	グリセリン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(47)	リングプロポキシラートの混合物	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール

(48)	グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(49)	グリセリンプロポキシラート	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(50)	グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アルミニンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(51)	魚たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が四十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(52)	酢酸	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(53)	酢酸イソプロピル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(54)	酢酸エチル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(55)	酢酸ナトリウム溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(56)	酢酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム及びリグニン(木材から生成するものに限る。)の混合物	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(57)	酢酸メチル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(58)	酸化チタン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(59)	酸化メシチル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(60)	酸素含有脂肪族炭化水素	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(61)	シクロヘキサン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(62)	シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(63)	塩溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(64)	硝酸アンモニウム溶液(濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(65)	硝酸カルシウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(66)	ジアセトンアルコール	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(67)	二・六-ジアミノヘキサン酸燐酸塩	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(68)	ジアルキルジフェニルアミン(アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(69)	ジイソプロパノールアミン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(70)	ジエチルエーテル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール

(71)	ジエチレンジリコール	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(72)	ジエチレンジリコールジエチルエーテル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(73)	ジエチレンジリコールジカルエーテル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(74)	ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(75)	一・一ジクロロエタン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(76)	ジプロピレンジリコール	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(77)	N・N-ジメチルアセトアミド及び四重量パーセント以下のものに限る。)の溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(78)	ジオール及びその溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(79)	スルホン化ポリアクリル酸エステル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(80)	水酸化マグネシウム	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(81)	ジオール及びその溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(82)	スルホン化ポリアクリル酸エステル	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(83)	炭酸ナトリウム溶液	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(84)	炭酸エチレン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(85)	チオ硫酸アンモニウム溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(86)	テトラエチレンジリコール	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(87)	テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー(濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(88)	テトラヒドロフラン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(89)	トリアセチルグリセリン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(90)	トリイソプロパノールアミン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(91)	トリエタノールアミン	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(92)	トリプロピレンジリコール	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール
(93)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。)	二-(アミノエチルピペラジン)エタノール

域海パソロヨ西北	域海極南	域海黒	域海クツイテルバ	域海地中地	名
北緯四十八度二十七分西經六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同点及び北緯四十九度五十二分西經七度四十分の点、北緯五十度三十分西經十二度の点、北緯五十六度三十分西經十二度の点及び北緯六十二度西經三度の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域	北緯六十度以南の海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域	北緯四十一度十四分東經十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東經十七度十二分の点、南緯三十一度東經十七度六分の点、南緯三十二度東經十六度五十二分の点、南緯三十二度三十二分東經十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東經二十度五十四分の点、南緯三十六度東經二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東經二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東經二十六度の点、南緯三十三度四十八分東經二十七度七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第一の五（第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十二条の十関係）

湾ンデア	域海紅	域海北	域海南	域海ガ
北緯四十八度二十七分西經六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同点及び北緯四十九度五十二分西經七度四十分の点、北緯五十度三十分西經十二度の点、北緯五十六度三十分西經十二度の点及び北緯六十二度西經三度の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域	北緯三十一度十四分東經十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東經十七度十二分の点、南緯三十一度東經十七度六分の点、南緯三十二度東經十六度五十二分の点、南緯三十二度三十二分東經十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東經二十度五十四分の点、南緯三十六度東經二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東經二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東經二十六度の点、南緯三十三度四十八分東經二十七度七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域	北緯二十二度三十分東經五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東經六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域

域海	五分東經五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域	有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一の六（第一条の十二、第一条の十三関係）	一 第一号に掲げるX類の液体貨物として輸送されるも	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	次に掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供つて船舶に
二 別表第二号に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶	一 第一号に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	次に掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供つて船舶に

く。	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の七（第一条の十二関係）
除く。)	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の七（第一条の十二関係）
。(ハ) 有害液体物質排出防止装置のうち環境省令で定める装置を用いて排出すること。	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の六（第一条に掲げるY類の液体物質等又は同一表第三号に掲げるZ類の液体物質等で船舶があつて船舶）	一 別表第一の七（第一条の十二関係）

区分	備考	二 別表第一の六 第二号の事前処理	
		全ての国 の領海の 基線から その外側 十二海里	全ての国 の領海の 以遠であ つて水深 二十五メ ートル以 上の海域 (南極海 域及び北 極海域を 除く。)
一 国際航海に従事す る船舶 (総トン数四百 トン以上又は最大搭載 人員十六人以上のもの)	一 南極海域及び北極 海域以外における排出 方法	三 前二号に掲げ る有害液体物質を 除去した貨物船に 残留する有害液体 物質と当該貨物船 に加えられた水と の混合物である有 害液体物質	二 船に初めて洗浄水 又は水バラストと して加えられた水 との混合物である 有害液体物質(当 該残留する有害液 体物質の濃度が一 キログラム当たり 一ミリグラム未満 である場合に限る)
船舶及びふん尿等の 一 南極海域及び北極 海域以外における排出 方法	域 域 域 (南極 海域及び 北極海域 を除く。)	全ての海 域 (南極 海域及び 北極海域 を除く。)	排出方法は、 限定しない。
船舶 及び ふん尿等の 一 南極海域及び北極 海域以外における排出 方法	域 域 域 (南極 海域及び 北極海域 を除く。)	全ての海 域 (南極 海域及び 北極海域 を除く。)	の排出率で排 出すること。 の単位時間當 たりの排出量 をいう。以下 同じ。)以下

号まで及び第二号の表において同じ。(旅客船(旅客定員十三人以上)の船舶をいう。次号から第五号までにおいて同じ。)を除く。)から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水(以下単に「汚水」という。)であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置(次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。)により処理されていないもの。

え線海側そ線海国全
るを里十のかのので
海超の二外ら基領の

る海域
超え線海外ら基領の

域え線海側そ
るを里十の二外
海超の二外

通省令で定める排出率は、以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。口 当該船舶の航行中(対水速度四ノット以上)の速度で航行する場合をいう。)に排出すること。

四　国際航海に従事する船舶（旅客船に限る）から排出されるふん尿又は汚水であって、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により処理されことにより処理されたものを除く。）	五　国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの
--	---

区分	二 船舶及びふん尿等の 一 国際航海に従事 する船舶（第四号及 び第五号に掲げるも のを除く。）から排 出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置に より処理されていな いもの	
二 国際航海に従事 する船舶（第四号及 び第五号に掲げるも のを除く。）から排 出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置に より処理されたもの を除く。）	二 国際航海に従事 する船舶（第四号及 び第五号に掲げるも のを除く。）から排 出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置に より処理されたもの を除く。）	二 国際航海に従事 する船舶（第四号及 び第五号に掲げるも のを除く。）から排 出されるふん尿又は 汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置に より処理されたもの を除く。）

排出方法	る排出
イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合はこの限りでない。	前号下欄及び口に掲げる排出方法により排出すること。

三 国際航海に從事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの	海域	南極海域及び北極海域	線を超える海域											
四 国際航海に從事する船舶（次号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であるが、前二号に掲げるもの以外のもの	海域	南極海域	南極海域											
五 国際航海に從事する船舶（うち南極海域又は北極海域に於ける船舶から排出されるふん尿又は汚水において、長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水）	海域	南極海域及び北極海域	南極海域											
六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であるが、国土交通省令で定めた基準に適合するふん尿等を除く。	海域	南極海域	南極海域											
七 外側十二海里を超える海域のうち領海の基線からその外側十二海里に於ける船舶（大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であるが、国土交通省令で定めた基準に適合するふん尿等を除く。	海域	南極海域	南極海域											
八 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	廃棄物の区分	第一食物くず	第二食物くず	第三食物くず	第四食物くず	第五食物くず	第六食物くず	第七食物くず	第八食物くず	第九食物くず	第十食物くず	備考	出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されないもの	
九 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出海域	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	備考	この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	
十 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出方法	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されないもの	この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。	
十一 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
十二 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出方法	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	出方法により航出しすること。	出方法により航出しすること。	
十三 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	乙海域	出方法により航出しすること。	出方法により航出しすること。	
十四 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	排出方法	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	イ 粉碎式排出	出方法により航出しすること。	出方法により航出しすること。	
十五 別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十、第十三条の十関係）	備考	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。	三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	四 この表において「甲海域」とは、全ての国（海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷から遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、リップ海海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、リップ海海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、リップ海海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、リップ海海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、リップ海海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	出方法により航出しすること。	出方法により航出しすること。

別表第四 (第四条の二関係)	廃棄物	排出海域	排出方
一 第四条 の二第一項	バルティック海海域、 北海海域、ガルフ海 域 地中海海域、拡大 カリブ海域及び紅海海 域のうち全ての国領 海の基線からその外側 十二海里以遠の海域、 南極海域のうち領海の 基線及び定着水からそ の外側十二海里以遠の 海域並びに北極海域の うち全ての国領海の	法	イ 最 小限 度にと どめで 出する こと。當 該船舶 の航行 中に排
第一号に掲 げる廃棄物 のうち特定 船舶から排 出されるも の			

二 第四条 の二 第一項 第一号に掲 げる廃棄物 (前号上欄 に掲げるも のを除く。)	二 第四条 の二 第一項 第一号に掲 げる廃棄物 (前号上欄 に掲げるも のを除く。)	三 第四条 の二 第一項 第二号に掲 げる廃棄物	三 第四条 の二 第一項 第二号に掲 げる廃棄物	基線、氷棚及び定着氷 からその外側十二海里 以遠の海域
倉 の洗 浄 水	倉 の洗 浄 水	全 ての海 域	全 ての海 域	全 ての国 の領 海
の二 第一項 第四号に掲 げる廃棄物	の二 第一項 第三号に掲 げる廃棄物	全 ての海 域(特 定沿 岸を除 く。)	全 ての海 域(北 極海 域を除 く。)	大 カリ ブ海 域、北 極海 域、紅 海海 域、海 洋施 設等周 辺海 域を除 く。)
第五 第四条 の二 第一項 第四号に掲 げる廃棄物	第五 第四条 の二 第一項 第三号に掲 げる廃棄物	北 海海 域、地 中海海 域、カリ ブ海海 域のうち 全ての國 の領海 の外側 十二海 里以遠 の海 域並び に北極 海 域のうち 全 ての國 の領 海	北 海海 域、ガ ルフ海 域、紅 海海 域、北 極海 域、カリ ブ海海 域、地中 海海 域、扩 大カリ ブ海 域、北 極海 域、紅 海海 域及び 海洋施 設等周 辺海 域を除 く。)	北 極海 域、北 海海 域、ガ ルフ海 域、地中 海海 域、扩 大カリ ブ海 域、北 極海 域、紅 海海 域及び 海洋施 設等周 辺海 域を除 く。)

				基線、水棚及び定着氷からその外側十二海里
六	第四条 の二第一項 第四号に掲 げる廃棄物 のうち貨物 倉の洗浄水 (前号上欄 に掲げるも のを除く。)	全ての海域 (バルティック 海、南極海域、北 海、地中海、拡 大カリブ海域、北 極海域、紅海、海 洋施設等周辺海 域及び指定海 域を除く。)	当該船 舶の航 行中に 排出す ること。	
七	第四条 の二第一項 第四号に掲 げる廃棄物 のうち船体 の外側の洗 浄水 (前三号上 欄に掲げる ものを除く 。)	全ての海域 (指定海域 を除く。)	全ての海域 (海洋施設 等周辺海 域及び指 定海域を 除く。)	
八	第四条 の二第一項 第四号に掲 げる廃棄物 (前三号上 欄に掲げる ものを除く 。)	全ての海域 (指定海域 を除く。)	排出方 法は、 限定し ない。	
備考	一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地上にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海、拡大カリブ海域、北極海域又は紅海海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。 二 この表において「バルティック海」とは、別表第三三備考第六号に規定する北海海域をいう。 三 この表において「ガルフ海域」とは、別表第三三備考第七号に規定するガルフ海域をいう。 四 この表において「地中海」とは、別表第三三備考第八号に規定する地中海をいう。	排出方 法は、 限定し ない。	排出方 法は、 限定し ない。	

海域の範囲	海域	名域	北米海城
十一 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里的線を超えるない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認め環境大臣が指定する海域をいう。	十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。	十一 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里的線を超えるない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認め環境大臣が指定する海域をいう。	十一 この表において「北極海域」とは、別表第三号に規定する北極海域をいう。
十二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	十二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	十二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	十二 この表において「紅海海域」とは、別表第三号に規定する紅海海域をいう。
十三 別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）	海域の範囲	海域	北米海城
十四 九 この表において「北極海域」とは、別表第三号に規定する北極海域をいう。	九 この表において「北極海域」とは、別表第三号に規定する北極海域をいう。	九 この表において「北極海域」とは、別表第三号に規定する北極海域をいう。	九 この表において「北極海域」とは、別表第三号に規定する北極海域をいう。

分十八秒西經百四十度五十五分四十五秒の点、北緯五十六度七分十二秒西經百四十一度三十六分十八秒の点、北緯五十六度二十八分三十二秒西經百四十四度十七分十九秒の点、北緯五十六度三十七分十九秒西經百四十二度四十八分五十七秒の点及び北緯五十八度五十一分四秒西經百五十三度十五分三秒の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

二 北緯六十度西經六十四度九分三十六秒の点、北緯六十度西經五十六度四十三分の点、北緯五十八度五十四分一秒西經五十五度三十八分五秒の点、北緯五十七度五十分五十二秒西經五十五度三分四十七秒の点、北緯五十七度三十五分十三秒西經五十四度五十九秒の点、北緯五十七度十四分二十秒西經五十三度七分五十八秒の点、北緯五十六度四十八分九秒西經五十二度二十三分二十九秒の点、北緯五十六度十八分十三秒西經五十一度四十九分四十二秒の点、北緯五十四度二十三分二十一秒西經五十度十七分四十四秒の点、北緯五十三度四十四分五十四秒西經五十六度七分十七秒の点、北緯五十三度四分五十九秒西經五十度十分五秒の点、北緯五十二度二十分六秒西經四十九度五十七分九秒の点、北緯五十度三十四分二十秒西經四十八度五十二分四十五秒の点、北緯五十度四十分十五秒西經四十八度十六分四秒の点、北緯五十度二分二十八秒西經四十八度七分三秒の点、北緯四十九度二十四分三秒西經四十八度九分三十五秒の点、北緯四十八度三十九分二十二秒西經四十七度五十五分十七秒の点、北緯四十七度二十四分二十五秒西經四十七度四十六分五十六秒の点、北緯四十六度三十五分十二秒西經四十八度五十四秒の点、北緯四十五度十九分四十五秒西經四十八度四十三分二十八秒の点、北緯四十四度四十三分三十八秒西經四十九度十六分五十六秒西經五十一度二十分四十一秒の点、北緯四十三度二十三分五十九秒西經四十五度二十七分二十二秒の点、北緯四十三度

の点、北緯四十三度三十二分四十四秒西經五十四度九分二十秒の点、北緯四十三度二十九度四十一秒西經五十五度七分四一秒の点、北緯四十二度四十分十二秒西經五十五度三十一分四十四秒の点、北緯四十一度五十八分十九秒西經五十六度九分三十四秒の点、北緯四十一度二十分二十一秒西經五十七度五分十三秒の点、北緯四十度三十八分三十三秒西經六十度十二分二十秒の点、北緯四十度四十五分二分五十五秒の点、北緯四十度十四分三秒の点、北緯四十一度四分五十二秒西經六十二度四十六秒西經五十九度五分十八秒の点、北緯四十度三十八分三十九秒西經六十度五分五十五秒西經六十三度十分四十九秒の点、北緯四十度十七分三十二秒西經六十四度八分三十七秒の点、北緯四十度七分四十六秒西經六十四度五十九分三十一秒の点、北緯四十度五分四十四秒西經六十五度五十三分七秒の点、北緯三十九度五十八分五秒西經六十五度五十九分五十一秒の点、北緯三十九度二十八分二十四秒西經六十六度二十一分十四秒の点、北緯三十九度一分五十四秒西經六十六度四十五度三十八分三十三秒の点、北緯三十八度三十九度二十六秒西經六十七度二十分五十九秒の点、北緯三十八度十九分二十秒西經六十八度二分一秒の点、北緯三十八度五分二十九度四十七秒西經七十度二十四分九秒の点、北緯三十七度五十二分四十六秒西經七十度三十七分五十秒の点、北緯三十九度三十四分七秒の点、北緯三十七度五十七分四十七秒西經七十度二十四分九秒の点、北緯三十七度五十二分四十六秒西經七十度三十四分五十八秒西經六十七度十八分三十七秒西經七十一度八分三十三秒の点、北緯三十六度三十二分二十九度三十四分七十一度三十三分五十九秒の点、北緯三十三度五十五度三十四分五十八秒西經七十一度五十二分三十五秒の点、北緯三十三度十九分二十三秒西經七十二度十七分十二秒の点、北緯三十二度四十五

分三十一秒西經七十二度五十四分五秒の点、北緯三十一度五十五分十三秒西經七十四度十二分二秒の点、北緯三十一度二十七分十四秒西經七十五度十五分二十秒の点、北緯三十一度三分十六秒西經七十五度五十一分十八秒の点、北緯三十度四十五分四十二秒西經七十六度三十一分三十八秒の点、北緯三十度十二分四十八秒西經七十七度十八分二十九秒の点、北緯二十九度二十五分十七秒西經七十六度五十六分四十二秒の点、北緯二十八度三十一分三十六分五十九秒西經七十六度四十八分の点、北緯二十八度十七分十三秒西經七十六度四十分十秒の点、北緯二十八度十七分三十九秒西經七十九度十一分二十三秒の点、北緯二十七度五十二分五十六秒西經七十九度二十八分三十五秒の点、北緯二十七度二十六分一秒西經七十九度三十一分三十八秒の点、北緯二十七度十六分十三秒西經七十九度三十四分十八秒の点、北緯二十七度二十六分五十四秒西經七十九度三十五分五十六秒西經七十九度三十五分十九秒の点、北緯二十七度三十四分二十七秒の点、北緯二十六度五十五分十六秒西經七十九度三十四分三十九秒の点、北緯二十六度五十三分五十八秒五十九秒西經七十九度三十五分十九秒の点、北緯二十七度二十八秒西經七十九度三十五分十七秒の点、北緯二十六度四十五分四十六秒西經七十九度三十二分四十一秒の点、北緯二十六度四十四分三十秒西經七十九度三十二分二十三秒の点、北緯二十六度四十三分四十九秒西經七十九度三十二分二十秒の点、北緯二十六度四十一分十二秒西經七十九度三十二分一秒の点、北緯二十六度三十八分十三秒西經七十九度三十一分三十二秒の点、北緯二十六度三十六分三十六秒西經七十九度三十二分六秒の点、北緯二十六度三十五分二十一秒西經七十九度三十一分三十二秒の点、北緯二十六度三十六分三十六秒西經七十九度三十一分六秒の点、北緯二十六度三十二分三十八秒の点、北緯二十六度三十一分三十二秒の点、北緯二十六度三十六分三十六秒西經七十九度三十九分五十三秒の点、北緯二十六度二十五分三十一秒西經七十九度三十九度二十一分十二秒西經七十九度三十分十五秒の点、北緯二十六度二十九分五秒西經七十九度二十九分五十九度三十九分五十三秒の点、北緯二十六度二十五分三十一秒西經七十九度二十

九分五十八秒の点、北緯二十六度二十三
秒の点、北緯二十六度二十三分二十一秒
三十一分五十五秒の点、北緯二十六度十
五分二十六度二十六秒西経七十九度三十三分十七
秒の点、北緯二十六度十五分三十三秒西經
七十九度三十三分二十三秒の点、北緯二
十六度六分五十九秒西經七十九度三十六
分三十五秒の点、北緯二十六度一分五十
十三秒の点、北緯二十六度七分四十七秒
西經七十九度三十六分九秒の点、北緯二
十六度六分五十九秒西經七十九度三十六
分十六秒西經七十九度四十分八秒の点、
北緯二十五度五十七分四十八秒西經七十
九度四十分三十八秒の点、北緯二十五度
度四十分三秒の点、北緯二十五度五十九
秒の点、北緯二十五度五十四分四秒西經
七十九度四十一分三十八秒の点、北緯二
十五度五十三分二十四秒西經七十九度四
十一分四十六秒の点、北緯二十五度五十
一分五十四秒西經七十九度四十一分五十
九秒の点、北緯二十五度四十九分三十三
秒西經七十九度四十二分十六秒の点、北
緯二十五度四十八分二十四秒西經七十九
度四十二分二十三秒の点、北緯二十五度
四十八分二十秒西經七十九度四十二分二
十四秒の点、北緯二十五度四十六分二十
秒西經七十九度四十二分四十四秒の点、
北緯二十五度四十六分十六秒西經七十九
度四十二分四十五秒の点、北緯二十五度
四十三分四十秒西經七十九度四十二分五
十九秒の点、北緯二十五度四十二分三十
一秒西經七十九度四十二分四十八秒の点、
北緯二十五度四十分三十七秒西經七十九
度四十二分二十七秒の点、北緯二十五度
三十七分二十四秒西經七十九度四十二分
二十七秒の点、北緯二十五度三十七分八
秒の点、北緯二十五度二十四分四秒西經

三度二十五分四十九秒の点、北緯二十三度五十二分二十七秒西経八十三度三十三分一秒の点、北緯二十三度五十四分四秒西経八十三度四十一分三十五秒の点、北緯二十三度五十五分四十七秒西経八十三度四十八分十一秒の点、北緯二十三度五十八分三十八秒西経八十三度五十九分五十九秒の点、北緯二十四度九分三十七秒西経八十四度二十九分二十七秒の点、北緯二十四度十三分二十秒西経八十四度三十八分三十九秒の点、北緯二十四度十六分四十一秒西経八十四度四十六分七秒の点、北緯二十四度二十三分三十秒西経八十四度五十九分五十九秒の点、北緯二十四度三十七秒西経八十五度六分十九秒の点、北緯二十四度三十八分五十五秒西経八十五度三十分五十四秒の点、北緯二十四度四十四分五十九秒の点、北緯二十四度四十三分十一秒の点、北緯二十四度五十三分五十七秒西経八十五度五十九分五十九秒の点、北緯二十四度三十八分五十三秒西経八十六度六分四十五秒の点、北緯二十四度五十九分三十分七秒の点、北緯二十四度五十六分三十七秒西経八十六度二十一分四十六秒の点、北緯二十四度三十七分十三秒西経八十六度六分四十五秒の点、北緯二十四度二十九分三十五秒の点、北緯二十四度四十二分二十五秒西経八十八度三十三分の点、北緯二十四度四十六分五十四秒西経九十一度二十九分四十一秒の点、北緯二十四度四十四分三十九秒西経九十度四十七分五秒の点、北緯二十四度五十一分四十三秒西経九十一度五十二分五十五秒の点、北緯二十四度二十六度十七分四十四秒西経九十五度三十九分三十九秒の点、北緯二十六度三十三秒西経九十六度四十八分五十九分五十五秒西経九十三度三十三分五十二秒の点、北緯二十四度三十二秒西経九十五度五十八分二十五秒西経九十六度五十八分四十一秒の点、北緯二十四度五十七分五十八秒西経九十七度一分五十

四秒の点、北緯二十五度五十七分四十一秒西経九十七度五分八秒の点、北緯二十一度五十七分二十四秒西経九十七度八分二十一秒の点及び北緯二十五度五十七分二十四秒西経九十七度八分四十七秒の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域三、北緯二十二度三十二分五十四秒西経百五十三度三十三秒の点、北緯二十三度六分五秒西経百五十三度二十八分三十六秒の点、北緯二十三度三十二分十一秒西経百五十四度二分十二秒の点、北緯二十三度五十一分四十七秒西経百五十四度三十六分四十八秒の点、北緯二十四度二十分四十九秒西経百五十五度五十一分十一秒の点、北緯二十三度三十二分十一秒西経百五十四度二分十二秒の点、北緯二十四度四十一分四十七秒西経百五十六度二十七分二十七秒の点、北緯二十四度五十七分三十三秒西経百五十七度二十二分三十九秒の点、北緯二十四度三十一分十九秒西経百五十九度九分四十七秒の点、北緯二十四度三十分三十一秒西経百五十九度五十四分二十一秒の点、北緯二十五度二十分三十六秒西経百五十八度三十分三十六秒の点、北緯二十五度三十一分十九秒西経百五十九度九分四十七秒の点、北緯二十五度三十分三十一秒西経百五十九度五十四分二十一秒の点、北緯二十五度二十一分五十三秒西経百六十度三十九分五十三秒の点、北緯二十五度六秒西経百六十一度三十八分三十三秒の点、北緯二十四度四十三分八秒の点、北緯二十四度四十分五十秒西経百六十三度十三分四十九秒西経百六十二度十三分三十三秒の点、北緯二十四度十五分五十三秒西経百六十三度九分四十七秒の点、北緯二十四度四十二度二十九秒西経百六十三度四十四分四十一秒の点、北緯二十一度三十六分四十五秒西経百六十三度四十六分三秒の点、北緯二十度五十五分二十六秒西経百六十三度三十七分四十四秒の点、北緯二十一度十三分三十四秒西経百六十三度十九分十三秒の点、北緯十九度三十九分三秒西経百六十二度五十三分四十八秒の点、北緯十九度九分四十三秒西経百六十二度二十分三十五秒の点、北緯十八度三十九分十六秒西経百六十一度十九分十四秒の点、北緯十八度三十分三十一秒西経百六

域海海ブリカ国米	十九分三十一秒西経百五十九度五十六分 十七秒の点、北緯十八度十分四十一秒西 経百五十九度十四分八秒の点、北緯十七 度三十一分十七秒西経百五十八度五十六 分五十五秒の点、北緯十六度五十四分六 秒西経百五十八度三十分二十九秒の点、北 緯十六度二十五分四十九秒西経百五十 七度五十九分二十五秒の点、北緯十五度 五十九分五十七秒西経百五十七度十七分 三十五秒の点、北緯十五度四十分三十七 秒西経百五十六度二十一分六秒の点、北 緯十五度三十七分三十六秒西経百五十五 度二十二分十六秒の点、北緯十五度四十分 三分四十六秒西経百五十四度四十六分三 十七秒の点、北緯十五度五十五分三十二 秒西経百五十四度十三分五秒の点、北緯 十六度四十六分二十七秒西経百五十二度 四十九分十一秒の点、北緯十七度三十三 分四十二秒西経百五十二度三十二秒の点、 北緯十八度三十分十六秒西経百五十一度 三十分二十四秒の点、北緯十九度一分四 十七秒西経百五十一度二十二分十七秒の 点、北緯十九度三十四分四十六秒西経百 五十一度十九分四十七秒の点、北緯二十 度七分四十二秒西経百五十一度二十二分 五十八秒の点、北緯二十度三十八分四十 三秒西経百五十一度三十一分三十六秒の 点、北緯二十一度二十九分九秒西経百五 十一度五十九分五十秒の点、北緯二十二 度六分五十八秒西経百五十二度三十一分 二十五秒の点及び北緯二十二度三十二分 五十四秒西経百五十三度三十三秒の点を 順次結んだ線により囲まれた海域
北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度 三十二分十四秒の点、北緯十九度十一分 十四秒西経六十七度二十六分四十五秒の 点、北緯十九度三十分二十八秒西経六十 度五十六分四十八秒の点、北緯十九度十 分二十五秒西経六十五度六分八秒の点、 北緯十八度四十五分十三秒西経六十五度 二十二秒の点、北緯十八度四十一分十四 秒西経六十四度五十九分三十三秒の点、 北緯十八度二十九分二十二秒西経六十四 度五十三分五十一秒の点、北緯十八度二 十七分三十五秒西経六十四度五十三分二 十二秒の点、北緯十八度二十五分三十二 度の点、北緯十八度二十九度	十度三十八分三十秒の点、北緯十八度 十九分三十一秒西経百五十九度五十六分 十七秒の点、北緯十八度十分四十一秒西 経百五十九度十四分八秒の点、北緯十七 度三十一分十七秒西経百五十八度五十六 分五十五秒の点、北緯十六度五十四分六 秒西経百五十八度三十分二十九秒の点、北 緯十六度二十五分四十九秒西経百五十 七度五十九分二十五秒の点、北緯十五度 五十九分五十七秒西経百五十七度十七分 三十五秒の点、北緯十五度四十分三十七 秒西経百五十六度二十一分六秒の点、北 緯十五度三十七分三十六秒西経百五十五 度二十二分十六秒の点、北緯十五度四十分 三分四十六秒西経百五十四度四十六分三 十七秒の点、北緯十五度五十五分三十二 秒西経百五十四度十三分五秒の点、北緯 十六度四十六分二十七秒西経百五十二度 四十九分十一秒の点、北緯十七度三十三 分四十二秒西経百五十二度三十二秒の点、 北緯十八度三十分十六秒西経百五十一度 三十分二十四秒の点、北緯十九度一分四 十七秒西経百五十一度二十二分十七秒の 点、北緯十九度三十四分四十六秒西経百 五十一度十九分四十七秒の点、北緯二十 度七分四十二秒西経百五十一度二十二分 五十八秒の点、北緯二十度三十八分四十 三秒西経百五十一度三十一分三十六秒の 点、北緯二十一度二十九分九秒西経百五 十一度五十九分五十秒の点、北緯二十二 度六分五十八秒西経百五十二度三十一分 二十五秒の点及び北緯二十二度三十二分 五十四秒西経百五十三度三十三秒の点を 順次結んだ線により囲まれた海域

北緯十八度二十四度五十二分三十九秒の点、五十二分十九秒の点、北緯十八度二十三度五十一秒西経六十四度五十一分五十秒の点、北緯十八度二十三分四十二秒西経六十四度五十一分二十三秒の点、北緯十八度二十三度二十三分三十六秒西経六十四度五十一分五十秒の点、北緯十八度二十三分五十七秒の点、北緯十八度二十三分四十二秒西経六十四度四十九分四十一秒の点、北緯十八度二十四分十一秒西経六十四度四十九分の点、北緯十八度二十四分三十七秒の点、北緯十八度二十三分五十七秒の点、北緯十八度二十四分三十七秒西経六十四度四十七分一秒の点、北緯十八度二十三分十三秒西経六十四度四十六分三十七秒の点、北緯十八度二十四度四十七分五十七秒の点、北緯十八度二十四度四十五分二十秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十四分四十二秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十三分三十七秒西経六十四度四十四分二十四秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十二分五十八秒の点、北緯十八度二十分二十六秒西経六十四度四十二分二十八秒の点、北緯十八度二十二分三十六秒の点、北緯十八度二十二分二十五秒西経六十四度四十二分五十九秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十二分三十六秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十二分三十九秒西経六十四度四十二分三十九秒西経六十四度三十八分十六秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度三十八分三十九秒西経六十四度三十九分三十六秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度三十九分三十八秒の点、北緯十八度十六分四十三秒西経六十四度三十九分四十一秒の点、北緯十八度三十九分三十三秒西経六十四度三十八分五十八秒の点、北緯十八度三分二秒西経六十四度三十八分三秒の点、北緯十八度

二分五十六秒西経六十四度二十九分三十五秒の点、北緯十八度二分五十一秒西経六十四度二十七分二秒の点、北緯十八度二分三十秒西経六十四度二十一分八秒の点、北緯十八度二十分八秒の点、北緯十八度二分三秒西経六十四度十五分五十七秒の点、北緯十八度十二秒西経六十四度二分二十九秒の点、北緯十七度五十九分五十八秒西経六十四度一分四秒の点、北緯十七度五十分四十七秒西経六十三度五十七分一秒の点、北緯十七度五十七分五十一秒西経六十三度五十三分五十四秒の点、北緯十七度五十六分三十八秒西経六十三度五十分二十一秒の点、北緯十七度三十九分四十秒西経六十三度五十四分五十三秒の点、北緯十七度三十七分八秒西経六十三度五十五分十秒の点、北緯十七度三十分一秒西経六十三度五十五分四十九秒西経六十三度五十九分十八秒の点及び北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点を順次結んだ線により囲まれた海域